

大学院学生便覧

(獣医学研究科)

令和 5 年度

(2023 年度)

国立大学法人
岩手大学

目 次

科目履修に当たって	1
大学院成績評価基準について	4
I 岩手大学諸規則等	
1. 国立大学法人岩手大学学則	5
2. 国立大学法人岩手大学大学院学則	5
3. 岩手大学学位規則	5
4. 岩手大学において一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準	6
5. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則	7
6. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する申し合わせ	8
7. 岩手大学における授業料その他の料金に関する規則	9
II 獣医学研究科諸規則等	
1. 岩手大学大学院獣医学研究科規則	12
2. 岩手大学大学院獣医学研究科博士学位論文審査基準	17
3. 岩手大学大学院獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則	18
4. 岩手大学大学院獣医学研究科における課程修了による博士（獣医学）の学位の取り扱いに関する申し合わせ	23
5. 岩手大学大学院獣医学研究科における学位論文に関する確認	24
6. 学位論文の基礎となる学術論文の基準	25
7. 標準修業年限（4年）未満で学位論文を提出する場合の研究業績の基準について	26
III 獣医学研究科教員一覧表	27
IV 関係法令 <small>※アイアシスタントにのみ掲載</small>	

科目履修に当たって

1 岩手大学の理念・目標

本学の理念は、『岩手大学は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、幅広く深い教養と高い専門性を備えた人材を育成することを目指すとともに、地域社会に開かれた大学として、その教育研究の成果をもとに地域社会の文化の向上と国際社会の発展に貢献することを目指す。』とし、「教育目標」、「研究目標」、「社会貢献目標」の3つの目標を掲げています。

詳細は、岩手大学ホームページに掲載していますので、確認してください。



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/iwateuniv/idea.html>

2 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

各研究科、専攻等において、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を定めています。所属している研究科等のポリシーを必ず確認してください。

詳細は、岩手大学ホームページに掲載しています。

【学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）】



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/policy/diploma.html>

【教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）】



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/policy/curriculum.html>

3 学期区分

1年間を前期、後期の2期に分け、前期は4月1日～9月30日、後期は10月1日～翌年3月31日となっています。（学則第32条）

4 授業科目の単位

大学では授業時間に授業外学習を加えた「学修」によって単位が決められています。

本学では授業45分を1単位時間として計算し、標準的な90分（2単位時間）×15回=1350分（30単位時間）を、100分×14回=1400分で30単位時間とみなします。2単位科目は90時間の学修を必要

としますので、授業時間の30単位時間を引いた残り60時間が授業外学習となります。なお、農学部共同獣医学科及び獣医学研究科は90分（2単位時間）×15回で30単位時間と見なします。

5 授業時間

時限	1	2	3	4	5	6
時間	8:35～10:15	10:30～12:10	13:00～14:40	14:55～16:35	16:50～18:30	18:40～20:20

(注) 授業によっては、別に定める時間で行う科目もあります。

6 成績評価

成績評価については、「大学院成績評価基準」を参照してください。

また、各科目の具体的な成績の評価方法及び基準はシラバス（講義要目）に掲載されています。このシラバスは、アイアシスタント2.0（以下「アイアシスタント」という。）のシラバスページから閲覧できます。

博士課程のシラバスについては、各研究科のWebページで公開しています。

7 成績評価に異議がある場合の問い合わせ

成績評価について、シラバス（講義要目）の成績評価基準と照らし合せた結果、不明な点がある場合は、学生センター①番窓口で所定の手続きを行うことで授業担当教員に問い合わせを行うことができます。問い合わせは、次学期開始前後に一定の期間を設けますが、詳細はアイアシスタント等でお知らせします。

8 教育職員免許状の取得

教育職員になることを望む者は、教育職員免許状を有していかなければなりません。

大学院において課程認定を受けている教育職員免許状の種類は専修免許状であり、教科は以下の表のとおりです。

一種免許状を有する者が同一の免許教科の専修免許状を取得するためには、大学院開設科目のうち課程認定を受けた当該教科に関する科目から24単位以上修得しなければなりません。（当該教科に関する科目は、「II 各研究科諸規則」の各研究科、専攻の規則を確認してください。）

所定の単位を修得した者は、最終年次に教育職員免許状授与願いを岩手県教育委員会に申請することができます。この手続きについては、アイアシスタント等でお知らせします。

研究科名	課程	専攻名	免許状の種類	教科又は特別支援教育領域
総合科学 研究科	修士 課程	地域創生専攻	高等学校教諭 専修免許状	工業
		総合文化学専攻	中学校教諭 専修免許状	国語、社会、音楽、美術、英語
			高等学校教諭 専修免許状	国語、地理歴史、公民、音楽、美術、英語
		理工学専攻	高等学校教諭 専修免許状	数学、理科、工業
		農学専攻	高等学校教諭 専修免許状	理科、農業

教育学 研究科	教職 大学 院の 課程	教職実践専攻	幼稚園教諭 専修免許状	
			小学校教諭 専修免許状	
			中学校教諭 専修免許状	国語, 社会, 数学, 理科, 音楽, 美術, 保健体育, 保健, 技術, 家庭, 英語, ドイツ語, フランス語, 中国語
			高等学校教諭 専修免許状	国語, 地理歴史, 公民, 数学, 理科, 音楽, 美術, 工芸, 書道, 保健体育, 保健, 家庭, 情報, 農業, 工業, 商業, 水産, 英語, ドイツ語, フランス語, 中国語
			特別支援学校 教諭専修免許 状	知的障害者に関する教育, 肢体不自由者に関する 教育, 病弱者(身体虚弱者を含む。)に関する教育

9 その他

(1) Iⁿ Assistant2.0 (アイアシスタント 2.0)

アイアシスタントは、インターネットを利用し、大学教員及び職員と学生とのコミュニケーションを促進するためのシステムで、多様な機能を備えた学修支援システムです。

スマートフォン等に、アプリをインストールして利用してください。

検索名 「アイアシスタント」

iphone 等版 (App Store)



Android 版 (Google Play)



アプリを利用できない場合の Web 版はこちらから <https://ia2.iwate-u.ac.jp/>

アイアシスタントには、情報基盤センター登録の電子メールのアカウント、パスワードでログインできます。

(2) Iⁿ Folio (アイフォリオ)

Iⁿ Folio (アイフォリオ) は、岩手大学のポートフォリオシステムです。履修状況や単位の修得状況、成績を確認することができます。アイアシスタントからアクセスしてください。

(3) 図書館の利用

図書館を利用するには、学生証が必要です。

詳細については、図書館のホームページを確認してください。



<https://www.lib.iwate-u.ac.jp/index.html>

大学院成績評価基準について

(趣旨)

- 1 この成績評価基準は、岩手大学大学院学則第15条の3第2項及び第21条の6第2項に定める成績の判定に関する必要な事項を定める。

(学業成績の判定)

- 2 学業成績の判定は、試験、レポート、研究報告、論文及び平常の成績等によって行う。
学修の成果に係る評価に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対しその基準をあらかじめ明示すると共に、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(試験)

- 3 試験は、筆答、口頭、発表等により実施する。
試験の実施にあたっては、あらかじめ日時を周知する。ただし、授業科目によっては隨時行うことがある。この場合の試験方法及び日時は、その授業科目の担当者の定めるところによる。

(平常の成績)

- 4 平常の成績は、隨時行う小テスト、学習状況等によって判定する。

(学業成績判定の評語)

- 5 成績判定の評語は、秀、優、良、可及び不可とし、秀、優、良、及び可を合格、不可を不合格とする。

(学業成績の評価基準)

- 6 成績の評価は、絶対評価に基づき、各授業科目につき100点を満点として、原則として以下の基準により判定をする。

秀	: 100点～90点	(その科目的到達目標を超えて秀でた成績)
優	: 89点～80点	(その科目的到達目標にふさわしい優れた成績)
良	: 79点～70点	(その科目的到達目標をおおむね満たす成績)
可	: 69点～60点	(その科目的到達目標を最低限度満たす成績)
不可	: 59点～0点	(その科目的到達目標に達していない成績)

(不正行為の取り扱い)

- 7 試験に際し不正行為を行った者については、当該学期の学業成績は判定しない。

I 岩手大学諸規則等

1. 国立大学法人岩手大学学則

(岩手大学ホームページで確認願います。)



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10100010.pdf>

2. 国立大学法人岩手大学大学院学則

(岩手大学ホームページで確認願います。)



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/10100020.pdf>

3. 岩手大学学位規則

(岩手大学ホームページで確認願います。)



<https://www.iwate-u.ac.jp/about/disclosure/files/regulations/30200010.pdf>

4. 岩手大学において一の授業科目について二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算基準

(平成19年11月1日大学教育総合センター運営委員会 制定)

国立大学法人岩手大学学則第38条第3項及び大学院学則第15条の2の規定に基づき、一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の1単位に必要な授業時間数について、次のように定める。

- 1 授業時間外に必要な学修等を考慮して、講義の授業時間数に15分の45を掛けた数と、演習の授業時間数に15分の45又は30分の45を掛けた数と、実験、実習又は実技の授業時間数にそれぞれ30分の45又は45分の45を掛けた数を加えて45となるように、それぞれの授業方法の時間数を設定し、その合計をもって1単位とする。
- 2 1の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作（大学院にあっては、特別研究、特別研修等）については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適当と認められる場合には、これらの必要な学修等を考慮して、単位数を定める。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

5. 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則

平成16年4月1日 制定
令和4年7月1日 最終改正

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学学則第46条第2項、国立大学法人岩手大学大学院学則第19条第2項及び第21条の11第2項の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象学生)

第2条 長期履修の希望を申し出ることのできる者は、学部に在学する学生（農学部共同獣医学科に在学する者を除く。以下次条において同じ。）及び大学院研究科に在学する学生（デュアルディグリープログラム学生を除く。以下次条において同じ。）のうち、職業を有しているなどの状況にある者とする。

(長期在学期間)

第3条 修業年限又は標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了する場合の在学を認める期間（「長期在学期間」という。）は、学部に在学する学生にあっては6年以内、大学院研究科修士課程及び大学院研究科専門職学位課程に在学する学生にあっては4年以内、大学院研究科博士課程に在学する学生にあっては5年以内とする。
2 前項の規定にかわらず、獣医学研究科に在学する学生にあっては、長期在学期間を8年以内とする。

(長期履修の許可等)

第4条 長期履修を希望する者は、新たに入学する者にあっては入学手続時に、在学中の者にあっては2月末日又は8月末日までに学長に申請しなければならない。
2 学長は、前項の申請をした者について各学部教授会又は各研究科教授会（総合科学研究所にあっては専攻教授会）の議に基づき長期履修を許可する。

附 則

(省略)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

6. 岩手大学における長期にわたる教育課程の 履修に関する申し合わせ

平成14年12月5日	全学共通教育運営委員会 専門教育連絡調整委員会
平成16年9月9日	大学院委員会
令和4年6月7日	大学院委員会
令和4年7月1日	岩手大学教務委員会

- 1 岩手大学における長期にわたる教育課程の履修に関する規則第2条に規定する職業を有しているなどの状況にある者とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
 - (1) 1日8時間週3日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
 - (2) 1日4時間週4日以上勤務し、6月以上にわたり継続して雇用されている者
 - (3) 家事従事者又は育児に当たっている者
 - (4) 前各号に該当しないが本人の収入で生計を維持している者
 - (5) その他6月以上にわたり本学での修業を中断する場合で、特別な事由により長期履修にすることが適当であると当該学部又は研究科で判断した者
- 2 新入学生の申請時期は、3月末日までとする。ただし、10月新入学生にあっては、9月末日までとする。
- 3 在学生の申請時期は、2月末日又は8月末日までとする。（最終年次での申請は、原則として認めないものとする。）
- 4 修業年限又は標準修業年限を超える期間は、1年又は6月単位とする。
- 5 許可された長期在学期間は、1回に限り変更を認めることができる。
- 6 申請の様式は、別紙のとおりとする。
- 7 学部及び学科又は課程並びに研究科及び専攻にあっては、長期履修を希望する学生に対し授業計画等に当たっての適切な指導を行うものとする。

7. 岩手大学における授業料その他の料金に関する規則

平成16年4月1日 制定
令和4年8月24日 最終改正

(趣旨)

第1条 岩手大学における授業料その他の料金に関しては、この規則の定めるところによる。

(授業料、入学料及び検定料の額)

第2条 岩手大学の授業料（幼稚園にあっては、保育料。以下同じ。）、入学料（幼稚園にあっては入園料。以下同じ。）及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
学部	年額 535,800円	282,000円	17,000円
大学院の研究科	年額 535,800円	282,000円	30,000円
特別支援学校の高等部	年額 4,800円	2,000円	2,500円
幼稚園	年額 73,200円	31,200円	1,600円
小学校			3,300円
中学校			5,000円
特別支援学校（小学部）			1,000円
特別支援学校（中学部）			1,500円

- 2 修業年限又は標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者から徴収する授業料の年額は、当該在学を認められた期間（以下「長期在学期間」という。）に限り、前項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料の年額に当該修業年限又は標準修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期在学期間の年数で除した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。
- 3 学部の編入学又は再入学に係る検定料の額は、第1項の規定にかかわらず、30,000円とする。
- 4 岩手大学内の転学部、転学科及び転課程に係る検定料は、第1項の規定にかかわらず徴収しないものとする。
- 5 第1項に規定する学部において、出願書類等による選抜（以下この項において「第1段階目の選抜」という。）を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜（以下この項において「第2段階目の選抜」という。）を行う場合の検定料の額については、第1項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円とする。

(授業料の徴収方法)

- 第3条 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の2分の1に相当する額とする。
- 2 前項の授業料は、前期にあっては5月、後期にあっては11月に徴収するものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、学生又は生徒の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
 - 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
 - 5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）により盛岡市が行う子育てのための施

設等利用給付（以下、「子育て施設利用給付」という）の対象となった子どもの保育料の徴収については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、盛岡市が支払う子育て施設利用給付施設利用費（以下、「施設利用費」という）の受領に代えることができる。

（入学の時期が徴収の時期後である場合における授業料の額及び徴収方法）

第4条 特別の事情により、入学の時期が徴収の時期（前期にあっては4月から5月まで、後期にあっては10月から11月までの間を言う。以下同じ。）後である場合に前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に入学した日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に徴収するものとする。

（復学等の場合における授業料の額及び徴収方法）

第5条 前期又は後期の中途において復学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に復学等の日の属する月から次の徴収の時期までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に徴収するものとする。

（学年の中途で卒業等をする場合における授業料の額及び徴収方法）

第6条 特別の事情により、学年の中途で卒業又は課程を修了する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に徴収するものとする。

（退学の場合における授業料の額）

第7条 後期の徴収の時期前に退学する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）とする。

（修業年限を超えて計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することを認められた者に係る授業料及び徴収方法の特例）

第8条 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、学年の中途で卒業又は課程を修了する場合に徴収する授業料の額は、同項の規定により定められた授業料の年額の12分の1に相当する額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の前期の徴収の時期に徴収するものとする。ただし、卒業又は課程を修了する月が後期の徴収の時期後であるときは、後期の徴収の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の徴収の時期に徴収できるものとする。

2 第2条第2項の規定により授業料の年額が定められた者が、長期在学期間を短縮することを認められる場合には、当該短縮後の期間に応じて同項の規定により算出した授業料の年額に当該者が在学した期間の年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）を乗じて得た額から当該者が在学した期間（学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。）に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期在学期間の短縮を認めるときに徴収するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限又は標準修業年限に相当する期間の場合には、第2条第1項に規定する授業料の年額に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を徴収するものとする。

(入学料の徴収方法)

- 第9条 入学料は、入学、編入学又は再入学を許可するときに徴収するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、入学料を徴収しないものとする。
- 一 本学大学院修士課程及び本学専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了後3年以内に、本学大学院博士課程へ入学を許可する場合
 - 二 本学大学院連合農学研究科構成大学大学院修士課程を修了後3年以内に、本学大学院連合農学研究科へ入学を許可する場合
 - 三 その他再入学を許可するときに、学長が入学料を徴収しないと判断した場合
- 3 子育て施設利用給付の対象となった子どもの入園料の徴収については、第1項の規定にかかわらず、盛岡市が支払う施設利用費の受領に代えることができる。

(検定料の徴収方法)

- 第10条 検定料は、入学、編入学又は再入学の出願を受理するときに徴収するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、検定料を徴収しないものとする。
- 一 本学大学院修士課程及び本学専門職学位課程（教職大学院の課程）を修了した者が、3年以内に本学大学院博士課程へ入学の出願をする場合
 - 二 本学大学院連合農学研究科構成大学大学院修士課程を修了した者が、3年以内に本学大学院連合農学研究科へ入学を出願する場合

(科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生)

第11条 科目等履修生、研究生、特別聴講学生及び特別研究学生の授業料、入学料及び検定料の額は、次の表のとおりとする。

区分	授業料	入学料	検定料
科目等履修生	1単位 14,800円	28,200円	9,800円
研究生	月額 29,700円	84,600円	9,800円
特別聴講学生	1単位 14,800円		
特別研究学生	月額 29,700円		

- 2 授業料の徴収は、各年度に係る授業料について、前期及び後期の2期に区分して行うものとし、それぞれの期において徴収する。
- 3 授業料は、前期にあっては4月、後期にあっては10月に徴収するものとする。
- 4 前2項の規定にかかわらず、学生の申出があったときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収するものとする。
- 5 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可される者の申出があったときは、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 6 入学料は、入学を許可するときに徴収するものとする。
- 7 検定料は、入学の出願を受理するときに徴収する。

附 則

(省略)

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。

II 獣医学研究科諸規則等

1. 岩手大学大学院獣医学研究科規則

(平成30年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 岩手大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という。）に関し、必要な事項は、岩手大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び岩手大学学位規則（以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、獣医学に関する高度な専門知識と優れた応用能力を活かして、独創的かつ先駆的な研究を遂行しうる研究者及び社会の多様な方面で指導者として活躍できる高度専門技術者を養成し、獣医学及び科学技術の更なる発展と、東日本のニーズへの対応並びに国際協力への貢献に資するものとする。

(共同獣医学専攻)

第3条 研究科に共同獣医学専攻を置き、国立大学法人岩手大学及び国立大学法人東京農工大学（以下「構成法人」という。）間で締結された構成法人間協定書に基づき運営を行うものとする。なお、共同獣医学専攻の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(教員組織)

第4条 研究科の教員組織は、岩手大学農学部の共同獣医学科及び獣医学に関する学部附属の教育研究施設の教員、研究機関との連携による客員教授及び客員准教授並びにその他研究科教授会が認めた者とし、研究科における授業及び研究指導（以下「研究指導等」という。）を担当する資格を有する者（以下「研究科教員」という。）をもって編成する。

2 研究科教員の資格審査に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第5条 研究科に、研究科長を置き、研究科教員のうち岩手大学農学部及び獣医学に関する学部附属の教育研究施設の教授から選考する。

2 研究科長の推薦については、別に定める。

(副研究科長)

第6条 研究科に、副研究科長を置き、研究科長が適任者1名を選出し、学長に推薦する。

(専攻長)

第 7 条 共同獣医学専攻に専攻長を置き、研究科長が兼ねるものとする。

(研究科教授会)

第 8 条 研究科に、研究科教授会を置く。

2 研究科教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第 9 条 研究科における研究指導等は、研究科教員（研究指導の補助を担当する教員を除く。）が担当する。

(指導教員)

第 10 条 学生の研究指導等のため、指導教員を置き、研究科教員をもって充てる。

- 2 指導教員のうち、学生の研究指導を総括的に担当する教員を主指導教員、主指導教員とともに研究指導を行う教員を副指導教員とし、学生 1 人について主指導教員 1 人、副指導教員 2 人とする。
- 3 前項の主指導教員は、研究科における研究指導を担当する資格を有する教員をもって充てる。
- 4 研究科長は、研究科教授会の意見を聴いて、主指導教員及び副指導教員を指名する。

(教育方法)

第 11 条 研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

- 2 授業及び研究指導は、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期に行うことができる。
- 3 学生は、主指導教員の指導に従い、研究題目を定め、速やかに研究題目届（別紙様式 1）により研究題目及び研究計画並びに別に定める授業科目履修届により授業科目履修計画を主指導教員に届け出なければならない。なお、研究題目、研究計画及び授業科目履修計画を変更するときも同様とする。
- 4 前項の届出を受けた主指導教員は、速やかに教育・研究指導計画書（別紙様式 2）を作成し、研究科長に申請するものとする。

(修得単位等)

第 12 条 研究科の専攻における授業科目は、必修科目及び選択科目とし、別表のとおりとする。

(他大学院における授業科目の履修等)

第 13 条 他大学院における授業科目の履修を願い出した者については、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長は、その履修を許可することができる。

- 2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は 4 単位を超えない範囲で大学院において修得したものとみなすことができる。

(他大学院等における研究指導)

第14条 他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを願い出した者については、教育上有益であると認めるときは、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長は、その研究指導を受けることを許可することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第15条 本研究科が教育上有益と認めるときは、学生が研究科に入学する前に本研究科又は他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院に入学した後の本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、編入学及び転学の場合を除き、本研究科において修得した単位以外のものについては、4 単位を超えないものとする。

(単位修得の認定)

第16条 単位修得の認定に係る事項については、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が行う。

(課程の修了及び学位の授与)

第17条 修了要件及び学位の授与は大学院学則に定めるほか、学位論文の提出、審査方法等については、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が定める。

(学位論文の審査基準)

第18条 研究科における学位論文は、論文内容の独創性、先進性及び信頼性等の観点から審査し、博士の学位にふさわしいものを合格とする。

(雑則)

第19条 この規則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科教授会の意見を聴いて、研究科長が定める。

2 研究科に関する庶務は、学務部の協力を得て、岩手大学農学部事務部において処理する。

附 則

(省略)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則は、令和4年度入学生から適用し、令和3年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表（第12条関係）

科目区分	授業科目	単位数	
共通基盤科目	獣医学基盤講義 A*	2	必修
	獣医学基盤講義 B*	2	必修
	研究デザイン演習*	2	必修
	研究プレゼンテーション演習*	2	必修
	研究倫理（岩手大学）	1	必修
	研究倫理（東京農工大学）	1	必修
	科学英語（岩手大学）	1	必修
	科学英語（東京農工大学）	1	必修
講座科目	動物基礎医学特論 A（岩手大学）	2	選択
	動物基礎医学特論 A（東京農工大学）	2	選択
	動物基礎医学特論 B（岩手大学）	2	選択
	動物基礎医学特論 B（東京農工大学）	2	選択
	動物基礎医学特論 C（岩手大学）	2	選択
	動物基礎医学特論 C（東京農工大学）	2	選択
研究指導科目	獣医衛生科学特論 A（岩手大学）	2	選択
	獣医衛生科学特論 A（東京農工大学）	2	選択
	獣医衛生科学特論 B（岩手大学）	2	選択
	獣医衛生科学特論 B（東京農工大学）	2	選択
	獣医衛生科学特論 C（岩手大学）	2	選択
	獣医衛生科学特論 C（東京農工大学）	2	選択
研究指導科目	獣医臨床医科学特論 A（岩手大学）	2	選択
	獣医臨床医科学特論 A（東京農工大学）	2	選択
	獣医臨床医科学特論 B（岩手大学）	2	選択
	獣医臨床医科学特論 B（東京農工大学）	2	選択
	獣医臨床医科学特論 C（岩手大学）	2	選択
	獣医臨床医科学特論 C（東京農工大学）	2	選択
研究指導科目	動物基礎医学特別演習 A（岩手大学）	8	選択
	動物基礎医学特別演習 A（東京農工大学）	8	選択
	動物基礎医学特別演習 B（岩手大学）	2	選択
	動物基礎医学特別演習 B（東京農工大学）	2	選択
	動物基礎医学特別演習 C（岩手大学）	2	選択
	動物基礎医学特別演習 C（東京農工大学）	2	選択
研究指導科目	獣医衛生科学特別演習 A（岩手大学）	8	選択
	獣医衛生科学特別演習 A（東京農工大学）	8	選択
	獣医衛生科学特別演習 B（岩手大学）	2	選択
	獣医衛生科学特別演習 B（東京農工大学）	2	選択
	獣医衛生科学特別演習 C（岩手大学）	2	選択
	獣医衛生科学特別演習 C（東京農工大学）	2	選択

獣医臨床医科学講座科目	獣医臨床医科学特別演習 A (岩手大学) 獣医臨床医科学特別演習 A (東京農工大学) 獣医臨床医科学特別演習 B (岩手大学) 獣医臨床医科学特別演習 B (東京農工大学) 獣医臨床医科学特別演習 C (岩手大学) 獣医臨床医科学特別演習 C (東京農工大学)	8 8 2 2 2 2	選択 選択 選択 選択 選択 選択
獣医学学際科目	学際領域特別講義 (岩手大学) 学際領域特別講義 (東京農工大学) 食品衛生管理学 動物と人の共生学 国際感染症防護学 先進動物医療学	1 1 1 1 1 1	選択 選択 選択 選択 選択 選択
先端実践科目	動物基礎医学学外演習 (理化学研究所) 獣医衛生科学学外演習 (国立感染症研究所) 獣医衛生科学学外演習 (医薬品食品衛生研究所) 獣医衛生科学学外演習 (農研機構) 獣医臨床医科学学外演習 (日本中央競馬会) 獣医学特別演習 (岩手大学) 獣医学特別演習 (東京農工大学) 海外演習 A (岩手大学) 海外演習 B (岩手大学) 海外演習 A (東京農工大学) 海外演習 B (東京農工大学)	1 1 1 1 1 1 1 1 2 1 2	選択 選択 選択 選択 選択 選択 選択 選択 選択 選択 選択

備 考

- 1 共通基盤科目から 12 単位、講座科目から 6 単位、研究指導科目から 12 単位、獣医学学際科目及び先端実践科目から 4 単位（ただし、各科目区分から 1 単位以上修得すること。）の計 34 単位以上を修得しなければならない。
- 2 修得単位数のうち相手大学から 10 単位以上を修得しなければならない。
- 3 動物基礎医学講座、獣医衛生科学講座、獣医臨床医科学講座の中から所属講座を選択し、講座科目については、自大学開講の特論 A 及び特論 B、相手大学開講の特論 C（各 2 単位）を履修するとともに、研究指導科目については、自大学開講の特別演習 A（8 単位）及び特別演習 B（2 単位）、相手大学開講の特別演習 C（2 単位）を履修しなければならない。
- 4 *の付いた科目は、岩手大学及び東京農工大学の合同開講科目で、単位数の 2 分の 1 を相手大学の開講単位としてカウントする。

(別表様式省略)

2. 岩手大学大学院獣医学研究科博士学位論文審査基準

(平成30年4月1日制定)

(審査体制)

学位論文の審査は、主査1名及び副査4名以上の審査委員の合議で行う。

(評価項目)

1. 研究主題（テーマ）の意義

論文で扱う問題設定が、獣医学関連分野の研究蓄積を踏まえて明確に示され、新規性、独創性を持つ学術論文としての意義が認められるか。

2. 先行研究の理解と提示

研究主題の探求に際して利用した資料や文献について、正確な読解や的確な評価が行われているか。また、論旨を展開するうえで適切に言及されているか。

3. 学位論文の基礎となる学術論文の公表

「岩手大学大学院獣医学研究科学位論文審査等に関する細則」に定められた「学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文」1編以上の内容が、提出された論文の中に含まれているか。

4. 研究方法の妥当性

研究主題探求のために採用された、実験や調査あるいは資料収集などの研究方法は適切か。

特に研究倫理面や研究遂行上の安全性に配慮した研究方法が採られているか。

5. 論証方法や結論の妥当性

問題設定から結論にいたる論旨は、明確で実証的かつ論理的に展開されているか。

6. 論文の形式・体裁

語句の使い方や文章表現は的確か。文献等の引用や図表の提示等論文としての体裁が整っているか。

(評価基準)

上記1～6の評価項目すべてを満たすものを学位論文として認める。

3. 岩手大学大学院獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則

(平成30年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この細則は、岩手大学学位規則第24条及び岩手大学大学院獣医学研究科規則第22条の規定に基づき、岩手大学大学院獣医学研究科（以下「研究科」という。）の学位論文の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 課程修了による博士の学位

(学位論文の提出資格)

第2条 学位論文を提出することのできる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- 一 研究科の第4年次（長期履修の最終年次を含む。）に在学し、必要な研究指導を受けた上、所定の単位を修得した者又は所定の単位を修得する見込がある者
- 二 研究科の第3年次又は第4年次に在学し、必要な研究指導を受け、特に優れた研究業績を上げた上、所定の単位を修得した者又は所定の単位を修得する見込がある者で、主指導教員が推薦した者
- 三 研究科博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得した上退学した者（うち、退学後1年以内（出産又は出産に伴う育児により学位論文執筆のための活動を中心とした場合は3年以内。）の者

(学位論文審査の提出時期)

第3条 前条第1号に掲げる者が、標準修業年限内に学位を申請するときは、第4条に規定する書類を最終年次の12月10日（秋季の入学者にあっては、6月10日、ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに提出するものとする。ただし、標準修業年限を超えて在学している者は、隨時提出することができる。

- 2 前条第2号に掲げる者のうち、第3年次に在学しているもので、その年次内に学位を申請するときは、第4条に規定する書類を12月10日（秋季の入学者にあっては、6月10日、ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに提出するものとし、その他のものは隨時提出することができる。
- 3 前条第3号に掲げる者が学位を申請するときは、第4条に規定する書類を6月10日又は12月10日（ただし、その日が休日に当たる場合は、その直後の休日でない日）までに提出するものとする。

(学位論文の提出手続き)

第4条 第2条に掲げる者が、学位論文の審査を受けようとするときは、次の各号に掲げ

る書類を主指導教員の承認を得て獣医学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出しなければならない。

- | | |
|---|-----|
| 一 学位申請書（別記様式第1号の1） | 1部 |
| 二 論文目録（別記様式第2号） | 6部 |
| 三 学位論文（和文又は英文とする。） | 6部 |
| 四 学位論文要旨（別記様式第3号：和文2,000字又は英文1,200語程度） | 6部 |
| 五 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文（掲載予定である場合は、掲載承諾証明書又は出版契約書の写）及び既発表の参考論文 | 各6部 |
| 六 承諾書（基礎となる学術論文が共著である場合は、共著者の承諾書を添付すること。）
（別記様式第4号） | 各1部 |
- 2 第2条第3号の括弧書きに掲げる者で退学後1年を超えた場合は、前項の提出書類に学位論文審査手数料（以下「手数料」という。）を添えて提出しなければならない。
(学位論文の受理及び研究科教授会への付議)
- 第5条 研究科長は、前条の規定により学位論文の提出があったときは、研究科教授会に付議し、受理の可否を決定する。
- 2 前項の研究科教授会において、主指導教員(推薦教員)は、申請者の経歴、研究指導の状況及び研究の概要等を報告するものとする。
- 3 研究科長は、受理した学位論文の審査及び最終試験を研究科教授会に付託する。

第3章 論文提出による博士の学位

(学位論文の提出資格)

第6条 論文提出による学位の授与を申請することのできる者は、次の各号の一に掲げる者とする。

- 一 研究科博士課程に標準修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者
- 二 別表に定める研究歴を有する者

(学位論文の提出手続き)

第7条 前条に掲げる者が学位論文の審査を受けようとするときは、次に掲げる書類に手数料（前条第1号に掲げる者のうち、退学の日から1年以内の者を除く。）を添えて研究科長に提出しなければならない。

- | | |
|---|-----|
| 一 学位申請書（別記様式第1号の2） | 1部 |
| 二 論文目録（別記様式第2号） | 6部 |
| 三 学位論文（和文又は英文とする。） | 6部 |
| 四 学位論文要旨（別記様式第3号：和文2,000字又は英文1,200語程度） | 6部 |
| 五 学位論文の基礎となる学会誌等に発表された学術論文（掲載予定である場合は、掲載承諾証明書又は出版契約書の写）及び既発表の参考論文 | 各6部 |
| 六 承諾書（基礎となる学術論文が共著である場合は、共著者の承諾書を添付すること。） | |

(別記様式第4号)	各1部
七 成績証明書（本研究科に入学して退学した者）	1部
八 履歴書（別記様式第5号）	1部
九 最終学校の卒業証明書又は修了証明書	1部
十 研究歴証明書（別記様式第6号）	各1部
十一 主指導教員の資格を有する教員の推薦状（以下この推薦状記載の教員を「推薦教員」という。）	1部
十二 外国語試験受験科目届（別記様式第7号）	1部
十三 その他必要と認めるもの	

(資格審査)

第8条 研究科長は、前条の規定により書類等の提出があったときは、第6条及び第7条の要件の具備及び学位論文の内容及び水準の審査（以下「予備審査」という。）を獣医学研究科主指導資格教員から選出した2名の教員（以下「予備審査委員」という。）に付託する。

第9条 予備審査委員は、速やかに予備審査を行い、その結果を研究科長に報告する。

(学位論文の受理及び研究科教授会への付議)

第10条 研究科長は、前条の予備審査の結果を研究科教授会に付議し、学位論文の受理の可否を決定する。

2 前項の研究科教授会において推薦教員は、申請者の経歴及び研究の概要等を報告するものとする。

3 研究科長は、学長からの付託に基づき、受理した学位論文の審査及び本学大学院博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）を研究科教授会に付託する。

第4章 論文の審査

(学位審査委員会)

第11条 岩手大学大学院獣医学研究科・東京農工大学大学院農学府共同獣医学専攻代議員会（以下「代議員会」という。）は、学位論文ごとに速やかに学位審査委員会を設ける。

2 学位審査委員会は、主査1人、副査4人以上の委員をもって組織する。

3 主査は、原則として主指導教員以外の岩手大学の共同獣医学専攻を担当する教員とし、副査には岩手大学及び東京農工大学の共同獣医学専攻を担当する教員をそれぞれ1名以上含むものとする。

4 副査には、旧岐阜大学大学院連合獣医学研究科の構成大学の資格教員であった者2名を上限として含めることができる。

5 学位審査委員会の主査及び副査は、代議員会において選出する。

6 研究科教授会が学位論文審査のため必要と認めた場合は、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

(審査、最終試験又は学力の確認)

第12条 学位審査委員会は、学位論文を受理した日から岩手大学学位規則第10条に定める期間内に審査、最終試験又は学力の確認を終了し、その結果を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

- 2 最終試験は、第2条に規定する者について学位論文の内容を中心として関連ある科目又は専門分野等について口頭又は筆記により行うものとする。
- 3 学力の確認は、第6条に規定する者について学位論文に関連ある専攻分野及び外国語について、口頭又は筆記により行うものとする。この場合において、外国語試験については1か国語を課するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、第6条第1号に規定する者が退学の日から3年以内に学位の授与を申請した場合には、学力の確認を第2項に規定する最終試験に準じた試験に代えて行うものとする。
- 5 第1項に規定する報告の文書は、学位論文審査の結果の要旨（別記様式第8号）、最終試験の結果の要旨（別記様式第9号）、学力の確認の結果の要旨（別記様式第10号）及び最終試験に準じた試験の結果の要旨（別記様式第11号）とする。

(合否の決定)

第13条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審査の上、投票により合否を決定する。

(学位の授与)

第14条 前条により、合格と判定された者に、博士の学位を授与する。

(専攻分野)

第15条 前条の学位を授与するに当たっては、次に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

獣医学

(報告)

第16条 研究科長は、研究科教授会が学位授与の可否を議決したときは、速やかに岩手大学学位規則第14条の規定に基づき学長に報告するものとする。

第5章 雜則

第17条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は研究科教授会の議に基づき、研究科長が定める。

附 則

(省略)

この細則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第6条第2号関係）

学歴区分	研究歴
大学における修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業又は修士課程を修了した者	5年以上
修業年限4年の大学を卒業した者	7年以上
上記以外の者	研究科教授会において決定する。

(別記様式省略)

4. 岩手大学大学院獣医学研究科における課程修了による 博士(獣医学)の学位の取り扱いに関する申し合せ

(平成30年4月1日制定)

岩手大学大学院獣医学研究科における課程修了による博士(獣医学)の学位の取扱いは、岩手大学大学院獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則のほか、この申し合せによる。

- 1 学位論文は、単著であること。
- 2 学位論文の基礎となる学術論文（以下「基礎となる学術論文」という。）を1編以上有するものとする。
- 3 基礎となる学術論文は、審査制度の確立されている学術雑誌に掲載あるいは受理されたものであること。

学術雑誌とは、学位論文の基礎となる学術論文の基準(平成30年4月1日制定)第2項を満たすものとする。

- 4 基礎となる学術論文のうち、共著のものについては、申請者以外の共著者が学位申請の基礎となる学術論文として使わない旨の文書を添付すること。
- 5 論文目録は、学位論文及び基礎となる学術論文ごとに発表年代順に列記するものとする。
なお、既発表学術論文がある場合には、基礎となる学術論文の次に列記するものとする。
- 6 審査委員会は、公開の論文発表会を開催するものとする。
 - 一 論文発表会は、原則として主指導教員が所属する大学において行うものとする。
 - 二 申請者は、論文発表会においては、日本語あるいは英語で発表するものとする。
 - 三 論文発表会の開催にあたっては、開催日の2週間前までに申請者の氏名及び論文題目並びに開催の日時及び場所を公示するものとする。

附 則

この申し合せは、平成30年4月1日から施行する。

5. 岩手大学大学院獣医学研究科における学位論文に関する確認

(平成30年4月1日制定)

1. 学位論文

学位論文は、学位申請者が自ら遂行して得た研究成果をまとめたものである。

2. 基礎となる学術論文

- 一 学位論文の内容で、申請時までに本研究科が定める学術雑誌に掲載あるいは受理されていること。
- 二 筆頭著者であること。
- 三 共著のものについては、申請者以外の共著者が学位申請の基礎となる学術論文として使わないこと。
- 四 在学中の申請にあっては、在学期間中に投稿及び掲載受理されていること。

3. 既発表論文

- 一 申請時までに本研究科が定める学術雑誌に掲載された基礎となる学術論文以外の発表論文。
- 二 在学中の申請にあっては、在学期間中に掲載されていること。
- 三 学位論文の本文としないこと。

4. 審査

学位論文に係わるオリジナリティと研究の主体性の観点から、学位審査委員会が内容とともに前項一～三についても審査を行う。

附 則

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。

6. 学位論文の基礎となる学術論文の基準

(平成 30 年 4 月 1 日制定)

- 1 博士課程において、研究成果を論文として社会に広く公表する能力の涵養は不可欠である。この観点から、本研究科では、学位論文作成にあたり全体若しくはその一部について、専門領域の学術雑誌に投稿し審査を受けた上、採録されることを義務とし、この学術雑誌に掲載された論文を「基礎となる学術論文」とする。
- 2 前項の専門領域の学術雑誌を以下に定義する。
 - 一 学位論文審査時に、最新の Journal Citation Reports において Impact Factor を有する学術雑誌とする。
 - 二 前号以外に、次の条件を全て満たす学術雑誌については、主指導教員資格者からの申請(別紙様式)に基づき研究科教授会が認定する。
 - ① 年 1 回以上の学術集会を開催し、会員数が 300 名以上の学術研究団体の発刊雑誌
 - ② 審査制度が確立されている学術雑誌
 - ③ 年 4 回以上定期的に刊行される学術雑誌
 - 三 その他研究科教授会で認定した学術雑誌
- 3 既発表学術論文についても本基準に準ずるものとする。
- 4 本基準は、平成 30 年度入学者から及び論文提出による学位申請者は平成 34 年度からそれぞれ適用する。

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

(別紙様式省略)

7. 標準修業年限（4年）未満で学位論文を提出する場合の研究業績の基準について

(平成30年4月1日制定)

岩手大学大学院獣医学研究科の学位論文審査等に関する細則第2条第1項第2号に定める「特に優れた研究業績」を上げ、標準修業年限（4年）未満で学位申請をしようとする者の研究業績の評価は、下記によるものとする。

記

1. 学位論文の基礎となる学術論文（単著論文又は共著論文のうち筆頭著者である論文）が、次のいずれかに該当する場合は、「特に優れた研究業績」としての評価を満たしたものとする。
 - 一 研究科教授会で認定された学位の基礎となる学術論文掲載雑誌に掲載又は受理されたものを3遍以上有する場合
 - 二 研究科教授会で認定された学位の基礎となる学術論文掲載雑誌に掲載又は受理されたものを2遍以上有し、かつ、学位を申請する前年度のJournal Citation Reports, SCI でインパクトファクターが総計して3以上有する場合
2. 研究業績は、獣医学研究科において主指導教員の指導のもとに行ったものを原則とする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から適用する。

(別紙様式省略)